

答申第15号
平成19年3月28日

石川県知事 谷本正憲様

石川県個人情報保護審査会
会長 鴨野幸雄

個人情報の取扱いに関する例外事項について（答申）

平成18年12月21日付けで諮問のあった標記の件について、その理由や必要性等について審査した結果、当審査会の意見を下記のとおり答申します。

目的外の利用・提供制限の例外事項について（個人情報保護条例第6条第1項第8号）

諮問のあった事項については、浄化槽法に基づき知事の指定を受けた団体であり、提供することに公益上の必要性があるものと認められる。

事務の名称	主務課	提供先	提供する個人情報の内容	提供する目的
浄化槽設置届出等事務	各保健所（環境安全部水環境創造課）	社団法人 石川県浄化槽協会	浄化槽管理者 氏名、住所、電話番号、設置場所、 浄化槽の種類、 設置・廃止日、 契約維持管理者名	浄化槽管理者は、浄化槽法により法定検査の受検が義務付けられている。同協会は、法定検査実施機関として知事から指定されており、検査事務遂行のため、浄化槽管理者に係る各種情報の提供は、不可欠である。